

受託研究契約書を補足する覚書

〇〇〇〇〇〇株式会社（以下「甲」という。）と明治国際医療大学（以下「乙」という。）とは、甲乙間において〇〇年〇〇月〇〇日付で締結された「受託研究契約」（以下「原契約」という。）に基づく「〇〇〇〇・・・研究テーマ・・・〇〇〇。」（以下「業務」という。）の乙による受託について、次のとおり覚書（以下「本覚書」という。）を締結するものとする。

（実施）

第1条 乙は、甲乙協議の上作成する研究計画書に基づき、業務を行うものとする。

（本情報等の提供）

第2条 甲および乙は、業務に必要と判断する情報および資料（以下「本情報等」という。）を相手方に開示または提供するものとする。

2 甲および乙は、業務終了後または業務の実施期間中においても相手方の請求を受けたときは、本情報等を速やかに相手方に返還し、または廃棄の上、廃棄証明書を相手方に提出するものとする。

（派遣）

第3条 乙は、事前に書面による乙の承諾を得た上で、乙に属する研究担当者を、甲の施設に派遣することができる。

2 乙は、前項の定めに基づき研究担当者を甲の施設に派遣した場合、甲の施設内において、企業秩序の維持確保、安全衛生その他の事項に関する甲の定める規則等を当該研究担当者に遵守させるものとする。

（報告書）

第4条 乙は、業務の実施により得られたデータ等の成果（以下「業務結果」という。）を、次の各号の定めに従って、実績報告書（以下「実績報告書」という。）にとりまとめるものとする。

（1）乙は、業務終了後、30日以内に実績報告書を作成し、甲に提出するものとする。

（2）甲は、実績報告書の提出を受けた後、遅滞なく内容を確認し、当該確認の結果を乙に通知するものとする。

（3）実績報告書は、前号に定める甲による確認の結果、実績報告書に不備または誤りがない旨を乙に通知したことをもって完成するものとする。

2 原契約第2条第2項および原契約第6条に定める「業務が完了した」とは、前項第3号に定める実績報告書の完成をいう。

（権利の帰属）

第5条 原契約第4条第2項の定めにかかわらず、業務により生じた発明等の知的財産権（以下「本知的財産権」という。）その他の業務結果に関する権利は、甲および乙の共有とし、その持分は、甲乙均等とする。

2 甲および乙は、本知的財産権の出願の要否について協議するものとし、出願に合意した場合、本知的財産権の出願に関する契約を別途締結するものとする。

(秘密保持)

第6条 甲および乙は、相手方から開示もしくは提供を受け、または業務により知り得た相手方の技術上、営業上その他の情報（本情報等を含む。以下「秘密情報」という。）および業務結果を事前に書面による相手方の承諾を得ずに第三者に開示してはならない。

2 甲および乙は、秘密情報を事前に書面による相手方の承諾を得ずに、業務以外の目的に使用してはならない。

3 前二項の定めにかかわらず、次の各号のいずれかに該当することを証明できるものについては、本条の定めは適用されないものとする。

- (1) 知得した時点で既に公知のもの
- (2) 知得した時点で既に保有していたもの
- (3) 知得した後に自らの責によらずして公知となったもの
- (4) 正当な権限を有する第三者から適法に取得したもの
- (5) 秘密情報または業務によらずに独自に開発したもの

(公表)

第7条 原契約第7条の定めにかかわらず、甲または乙は、事前に書面による相手方の承諾を得ることにより、業務結果を公表することができる。

(解除)

第8条 甲または乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当する場合、30日間の期間を定めてその是正を求めることができ、当該期間内には是正がなされないときは、原契約および本覚書を解除することができる。

- (1) 原契約または本覚書に違反した場合
- (2) 原契約または本覚書の履行において不正な行為を行った場合

2 甲または乙は、前項の定めに基づき原契約および本覚書を解除した場合、相手方に対し損害の賠償を請求することができる。

(損害賠償)

第9条 原契約第5条の定めにかかわらず、甲または乙は、業務の実施において、故意または過失により相手方または第三者に損害を与えた場合、当該損害を賠償する責を負うものとする。

(再委託等)

第10条 乙は、業務の全部または一部を、事前に書面による乙の同意を得ずに第三者に再委託してはならない。

2 乙は、前項の定めに基づき業務の全部または一部を第三者に再委託するときは、原契約および本覚書上自らが負うのと同様の義務を当該第三者に課すものとし、かつ、当該第三者の義務の履行に責任を負うものとする。

3 甲または乙は、事前に書面による相手方の承諾を得ずに、原契約および本覚書上の権利義務を第三者に移転または譲渡してはならない。

(有効期間)

第11条 本覚書の有効期間は、原契約の有効期間と同一とする。ただし、第6条および第

7条の定めは、本覚書終了後5年間、第2条第2項、第4条、第5条、第8条第2項、第9条ならびに第10条第2項および第3項の定めは、該当事項の存続する限り、有効に存続するものとする。

(契約期間)

第12条 原契約の有効期間は、受託期間と同一とする。ただし、原契約第6条の定めは、契約終了後も有効に存続するものとする。

(原契約との関係)

第13条 本覚書に定めのない事項については、原契約の規定が適用されるものとする。

(協議)

第14条 原契約もしくは本覚書に定めのない事項または原契約もしくは本覚書に関して疑義が生じた場合、甲および乙は、信義に基づき誠実に協議し、解決に努めるものとする。

本覚書締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名捺印のうえ、各一通を保有するものとする。

年 月 日

甲 住所
○○○○○○株式会社
代表取締役社長 ○ ○ ○ ○ 印

乙 京都府南丹市日吉町保野田ヒノ谷6番地1
明 治 国 際 医 療 大 学
学 長 矢 野 忠 印